

# ◆福祉関係者※2編

## 相談を受けたら

相談があった場合は、迅速に対応しましょう。

行方不明者の家族からの相談の場合、その家族は冷静な思考状態ではないことが多いため、福祉関係者は努めて冷静に対応しましょう。

- (1) 相談者が警察に通報したか確認し、通報していなければ110番するよう働きかける。

- ★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。
- ★ 警察は通常の捜索の他、にいがたポリス（新潟県警察公式アプリ）で情報提供します。



にいがたポリスのダウンロードはこちらから

- (2) 別添【様式7】聞き取りシート（P13参照）やメモで、相談者から聞き取れる範囲で詳しく情報を聞き取る。

- ★ 相談者から聞き取りがしやすいよう聞き取りシートを活用する。  
聞き取りシートの用意がない場合は、メモに残す。  
個人情報の公開の可否について、必ず確認する。
- ★ 公開する場合、最近の写真があれば提供してもらおう。

- (3) 民生委員※1や自治会長へは相談者から連絡してもらおうよう伝えるとともに、既存の連絡網などで他の福祉関係者などへ知らせ、協力可能か確認する。

①協力が得られる場合

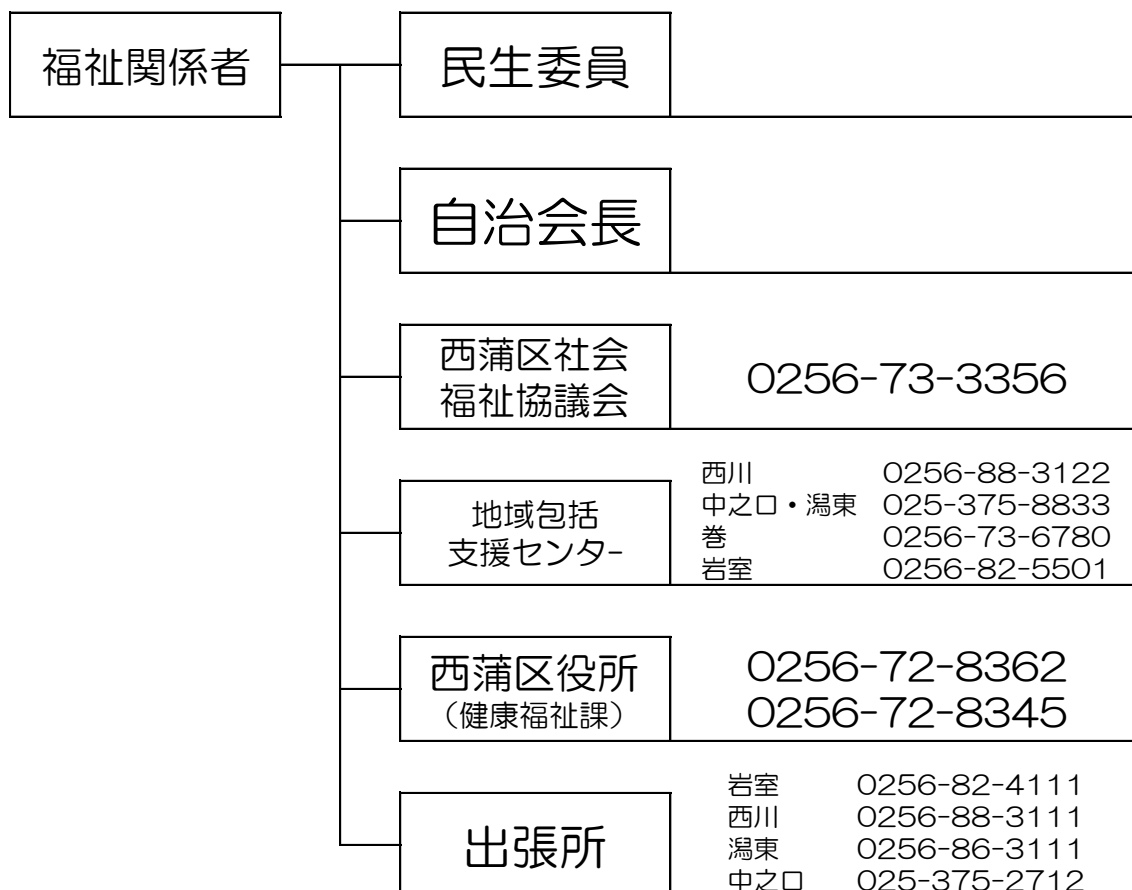
→ P9「捜索の準備」へ

②協力が得られない場合

自機関のできる範囲で協力し、その他は警察や西蒲区役所ハートメールなどの情報提供による捜索を求める。

(4) 行方不明者本人が家に戻る可能性があるため、自宅で待機してもらうよう当事者家族または相談者へ働きかける。

(例3)【様式3】緊急連絡先(福祉関係者編)



※1 正しくは民生委員・児童委員。わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所(健康福祉課)、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。